

「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」に関するQ&A

【制度について】

Q1 今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）は時限措置でしょうか。その場合、いつまで実施されるのでしょうか。

A1 今回の措置を含む「年収の壁・支援強化パッケージ」は、いわゆる「年収の壁」の当面の対応として導入されましたが、「「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いの恒久化について」（令和7年10月1日付け保保発1001第1号厚生労働省保険局保険課長通知）により、当面の対応ではなく、恒久的な取扱いとされました。

Q2 今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）はいつから開始されるのでしょうか。また、今回の措置の開始前の扶養認定に遡及されるのでしょうか。

A2 今回の措置については、厚生労働省から公表された令和5年10月20日以降の収入確認において適用します。扶養状況確認調査（検認）については令和6年度からの適用とし、遡及しない取扱いとします。

Q3 今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）は、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明によって被扶養者認定を可能にするとのことですが、どのような事情であれば「一時的な収入変動」として認められるのでしょうか。

A3 一時的な収入増加の要因としては、主に時間外勤務（残業）手当や臨時的に支払われる繁忙手当等が想定され、一時的な収入変動に該当する主なケースとしては、次のとおりです。

- ・当該事業所の他の従業員が退職したことにより、当該労働者の業務量が増加した
- ・当該事業所の他の従業員が休職したことにより、当該労働者の業務量が増加した
- ・当該事業所における業務の受注が好調だったことにより、当該事業所全体の業務量が増加した
- ・突発的な大口案件により、当該事業所全体の業務量が増加した

一方で、基本給が上がった場合や、恒常的な手当が新設された場合、労働契約における所定労働時間・日数が増加した場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合においては、一時的な収入増加とは認められません。

そのような場合は、認定中の被扶養者についても速やかに減員の申告をしてください。

Q4 今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）は、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明によって、被扶養者認定を可能にするとのことですが、「一時的な収入変動」と認められる上限額はいくらまででしょうか。

A4 今回の措置は、被扶養者（認定対象者を含む。以下同じ。）の収入確認に当たって、通常提出が求められる書類と併せて、一時的な収入変動である旨の事業主の証明を提出することで、保険者による円滑な被扶養者認定を図るものとされ、「一時的な収入変動」の具体的な上限額については、

- ・仮に上限を設けた場合、当該上限が新たな「年収の壁」となりかねないこと
- ・一時的な事情によるものかどうかは収入金額のみでは判断が困難であることから具体的な金額は定められていません。

当該収入増加が一時的なものかどうかは、他の書類（雇用契約書等）の内容も踏まえ審査します。当共済組合では、収入確認はもとより、扶養事実の有無、生計の実態、扶養能力、社会通念等を総合的に勘案し認定の可否を判断します。

なお、次のような場合、当該組合員がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められず、被扶養者とはなりません。

- ・被扶養者が組合員と同一世帯に属している場合に、**被扶養者の年間収入が組合員の年間収入を上回る場合**
- ・被扶養者が組合員と同一世帯に属していない場合に、**被扶養者の年間収入が組合員からの援助による収入額を上回る場合**

上記のような場合は、認定中の被扶養者についても速やかに減員の申告をしてください。

Q5 今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）については、あくまでも「一時的な事情」として認定を行うことから、同一の者について原則として連続2回までを上限とすることとされていますが、具体的には何をもって「1回」「連続2回」と数えることになるのでしょうか。

A5 今回の措置は、被扶養者の収入確認に当たって、通常提出が求められる書類と併せて、一時的な収入変動である旨の事業主の証明を提出することで、保険者（当共済組合）による円滑な被扶養者認定を図るものです。

○新たに被扶養者としての認定を受けようとするとき

→認定を受けるため限度額内の収入であることを証明するために「事業主の証明」を用いたときを、「1回」と数えます。

○扶養状況確認調査（検認）を提出するとき

→検認期間（検認基準日から過去1年間）における収入確認において、限度額内の収入であることを証明するために「事業主の証明」を用いたときを、「1回」と数

え、「連続2回」とは連続する2年間の各年における収入確認に「事業主の証明」を用いることを指します。

【対象者について】

Q6 今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）は、どのような方が対象となるのでしょうか。配偶者（国民年金の第3号被保険者）に限られますか。

A6 今回の措置の対象は、配偶者（国民年金第3号被保険者）だけではありません。被扶養者の方、新たに被扶養者としての認定を受けようとしている方が対象となります。

なお、雇用契約書等を踏まえ、年間収入の見込みが恒常的に基準額以上となることが明らかであるような場合は、今回の措置の対象外となります。

そのような場合は、認定中の被扶養者についても速やかに減員の申告をしてください。

Q7 被扶養者が学生の場合、今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）における取扱いはどうなるのでしょうか。

A7 学生であっても同様の取扱いとなります。

Q8 フリーランスや自営業者など特定の事業主と雇用関係にない場合、今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）の対象となるのでしょうか。

A8 今回の措置は、あくまでも事業主の人手不足等の事情に伴う被扶養者の方の労働時間延長等による一時的な収入変動を対象としており、他律的な収入変動による場合が対象となります。そのため、**特定の事業主と雇用関係にない場合については対象なりません。**

なお、フリーランスや自営業者としての収入と、勤務先からの給与収入の両方がある方について、給与収入が一時的な収入変動で増加したことにより被扶養者の認定基準額を超えた場合は、対象になります。

Q9 シフト制の場合、今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）における取扱いはどうなるのでしょうか。

A9 シフト制であっても同様の取扱いとなります。一時的に勤務が増加することにより収入超過となる場合は、今回の措置の対象となります。ただし、**契約変更により時給等が上昇し、通常どおり勤務した場合においても収入超過が見込まれる場合は、対象なりません。**

そのような場合は、認定中の被扶養者についても速やかに減員の申告をしてください。

Q10 今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）については、あくまでも「一時的な事情」として認定を行うことから、同一の者について原則として連続2回までを上限とすることとされていますが、被保険者の転職等に伴い保険者が変更となった場合はどのように考えれば良いのでしょうか。

A10 被保険者の転職等に伴い保険者が変更となった場合、事業主の証明を用いて一時的な収入変動である旨を保険者が確認した回数の引継ぎはせず、新たに参加した保険者で行った収入確認を1回目としてカウントすることとなります。

【事業主（勤務先）の証明について】

Q11 事業主（勤務先）の証明はいつ提出するのですか。

A11 限度額内の収入を当共済組合が確認するときに、対象となる収入を申立てる必要がある次の場合に通常提出が求められる書類と併せて提出が必要です。

- ①新たに被扶養者としての認定を受けようとするとき
- ②扶養状況確認調査（検認）を提出するとき
- ③その他、資格喪失手続き（収入超過や扶養否認などの場合）、別居認定の手続き

Q12 どの期間に対応する収入について、事業主に一時的な収入変動である旨を証明して貰えば良いのでしょうか。

A12 (例)

- ・確認書類として提出する「課税証明書」に一時的な収入変動が含まれる場合
→当該課税証明書に記載される所得（収入）にかかる期間
- ・確認書類として提出する「直近3ヶ月分の給与明細書」に一時的な収入変動が含まれる場合
→当該直近3ヶ月分の期間
- ・確認書類として提出する「検認期間にかかる給与明細書」に一時的な収入変動が含まれる場合
→当該検認期間

Q13 被扶養者が複数の事業所で勤務している場合、どの事業所から事業主の証明を取得すれば良いのでしょうか。

A13 今回の措置について、被扶養者が複数の事業所で勤務している場合、一時的に年間収入が基準額以上となった**主たる要因である勤務先（事業者）から事業主の証明を取得してください**。ただし、複数の事業所においてそれぞれ一時的な収入増加がある場合は、それぞれの事業者から事業主の証明を取得してください。

なお、雇用契約書等を踏まえ、複数事業所で勤務することで年間収入の見込みが恒常的に基準額以上となることが明らかであるような場合については、被扶養者に該当

しなくなることになります。

そのような場合は、認定中の被扶養者についても速やかに減員の申告をしてください。

Q14 事業主の証明を提出しさえすれば、引き続き被扶養者に該当するというのでしょうか。

A14 雇用契約書等を踏まえ、年間収入の見込みが恒常的に基準額以上となることが明らかであるような場合には、被扶養者に該当しなくなることとなります。

そのような場合は、認定中の被扶養者についても速やかに減員の申告をしてください。

また、被扶養者の要件は、収入要件だけではないため、その他の要件を満たしていない場合、被扶養者に該当しなくなることがあります。

Q15 今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）における事業主証明、令和5年10月20日以降の収入についてだけ使えるということでしょうか。

A15 被扶養者の収入については、被扶養者の過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むこととしており、過去の課税証明、給与明細書、雇用契約書等を用いて、確認時点からの今後1年間の収入見込みが130万円以上となるかどうかを判断することとなります。今回の措置は、措置の詳細をお示しした令和5年10月20日以降の、新たな被扶養者の認定及び既存の被扶養者の収入確認において適用されますが、証明の対象は令和5年10月20日以降の収入に限られるものではなく、過去の収入についても、今回の事業主の証明の対象となります。

Q16 事業主の証明は、人事担当者など事業主以外であっても記載可能でしょうか。

A16 事業主の証明については、事業主の氏名等を記載いただくこととなっていますが、複数の店舗がある企業で店舗ごとに人事管理を行っている場合等、企業の組織形態によっては事業主に記載いただくことが困難であることも考えられます。そのような場合には、人事労務管理を担当している部署の責任者など、被扶養者の方の就労状況、労働条件等についてよく把握している方の氏名等を記載ください。

【その他について】

Q17 被扶養者（新たに被扶養者になりたい者を含む）が社会保険の適用要件を満たしているため、社会保険に加入することになると事業主から伝えられました。そのような場合でも、今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）の対象となりますか。

A17 社会保険の適用事業所において、正社員として働かれる場合や、パート・アルバイト勤務であっても社会保険の適用要件を満たす場合には、社会保険の被保険者となる必要があるため、被扶養者とはなりません。

そのような場合は、認定中の被扶養者についても速やかに減員の申告をしてください。

Q18 税の扶養控除の適用要件や会社の扶養手当（配偶者手当、家族手当等）の受給要件の認定に当たっても、今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）は適用されるのでしょうか。

A18 今回の措置は健康保険等の被扶養者認定及び国民年金第3号被保険者の認定のみに係る取扱いとなり、税等の他制度に関しては通常の見取りとなりますので、ご注意ください。

適正な申告にご協力をお願いします。

●被扶養者認定されている方の収入状況は常に確認してください。

組合員が自ら被扶養者の収入状況等を把握のうえ、扶養している事実または扶養しなくなった事実を申告することが地方公務員等共済組合法施行規程第94条により定められています。

●事業主の証明書の保管について

認定中の被扶養者が「人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動」により基準額を超えた(超える見込み)場合の手続きは不要ですが、扶養状況確認調査（検認）の対象となった場合は、「事業主の証明書」が必要となりますので、必ず事業主から証明を受けて、保管しておいてください。

事業主からの証明が受けられない場合や紛失などの理由により提出できないときは、今回の措置は適用対象外となります。